

みんなので支えよう大切な人

地域包括ケア推進課 224-6087
229-4382

すべての川越市民が認知症の正しい理解者に

一見、お元気そうでも、記憶障害や徘徊などの症状が見られる認知症。認知症は誰でもなる可能性があり、また、介護する側として関わる可能性もあります。認知症について、皆さんも一緒に考えてみませんか。

認知症の現状

認知症は、加齢による物忘れがひどくなった状態や心の病と混同されがちですが、脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったことで、生活する上で支障が出てくる状態のことをいいます。認知症は、いわゆる「脳の病気」なのです。

国の推計では、65歳以上の高齢者の約4人に1人が認知症の方またはその予備軍ともいわれ、高齢化が進むにつれてさらに増加すると見込まれています。川越市でも下表のとおり年々高齢化率が上昇していて、認知症の方が増加する可能性が高くなると考えられます。

また、厚生労働省が発表した「平成28年国民生活基礎調査」の「介

■川越市の高齢者人口と高齢化率の推移

	人口	65歳以上	
		高齢者人口	高齢化率
H29	351,863人	90,438人	25.70%
H28	350,457人	88,333人	25.21%
H27	349,388人	85,557人	24.49%

*各年4月1日現在

■介護が必要となった主な原因（上位3位）

	第1位	第2位	第3位
H28	認知症	脳血管疾患(脳卒中)	高齢による衰弱
H25	脳血管疾患(脳卒中)	認知症	高齢による衰弱
H22	脳血管疾患(脳卒中)	認知症	高齢による衰弱

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」（3年ごとに調査しています）

認知症の正しい理解者に

認知症の方が安心して生活するためには、家族や地域等の方々が認知症を理解することが大切です。市と地域包括支援センターでは、認知症サポーター養成講座を開催しています。認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者です。

認知症の症状や予防など約90分の講座を受講するとサポーターになれます。受講者には、サポーターの証である「オレンジリング」をお渡しします。サポーターになったら、何か特別なことをする必要はありません。認知症の方やその家族が何か困っている様子を見かけたら「何かお困りですか？」と声を掛けるなど、自分にできる範囲で活動してください。



小学校でも開催しています

開催日程など、詳しくは同課までお尋ねください。

世界アルツハイマーデー街頭キャンペーン ～9月は「世界アルツハイマー月間」です～

認知症の原因のひとつである、アルツハイマー病等への正しい理解のための街頭キャンペーンを行います。
日時…9月17日(日)午前11時～正午 会場…川越駅東口・西口ペDESTロリアンデッキ

認知症の方や家族への支援

市では、認知症の方やその家族を支援するため次のような取り組みを行っています。

川越市お帰り安心ステッカー

認知症により徘徊するおそれのある高齢者が自宅から行方不明となった場合の早期発見や事故の未

然防止のため、

「川越市お帰り

安心ステッカー

」を配布して

います。配布の

際に、特徴や緊

急連絡先などを

登録します。登録内容を川越警察

署等と情報共有することで、高齢

者が行方不明になった場合の捜索



貼り付け例
靴のつま先(右)とかかと(左)

認知症が心配になったら

(一社)川越市医師会認知症対策委員会担当理事である医師・増田俊和さんに伺いました。



「認知症になったらどうしよう」と悩んでいる方は多いと思います。

自分自身のこと、家族のこと、または隣の人のことが心配だという人もいますが、なかなか認知症の相談に乗ってくれる方は少ないのが現状です。悩んでいる方は、認知症は脳の病気だと捉えて、一番身近なかかりつけ医に相談してください。もし、かかりつけ医がいない方は、家の近くで認知症を診てくれる先生を探してみてください。また、高齢者の皆さんを地域でサポートする機関である地域包括支援センターでも認知症について相談することができます。

認知症は本人と家族の問題だけではなく地域全体の問題です。認知症になっても安心して生活ができる地域になるためには皆さん一人ひとりの協力も必要です。心配になったり、悩んだりしたら迷わず、早めに相談することが大切です。

活動に役立てています。

認知症家族介護教室

認知症の方を実際に介護している家族等が、認知症について学んだり、介護者同士の交流や情報交換等を行ったりする教室です。介護に関して専門的な役立つ情報を学び、また、同じ立場の人同士で話すことで、精神的な負担の軽減につながります。

オレンジカフェ

認知症の方やその家族、地域住民、介護等の仕事をしている方など、誰もが気軽に集える場です。参加者は来たいときに来て、みんなでお茶を飲み、会話を楽しんでいます。市内には、31か所のオレンジカフェがあり、市民センターや自治会館、介護保険施設等、さまざまな場所で実施しています。

この他にも、認知症相談会・介護マークの貸し出しなどの支援や、

認知症について正しく理解してもらいたい

ため、ガイドブックの作成・配布をしています。

認知症に関する相談など、詳しくは同課までお尋ねください。



地域包括支援センターで相談

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんを保健・医療・福祉・介護など、さまざまな面から総合的に支える機関です。現在、市では9か所の地域包括支援センターを設置し、専門的な知識を持った職員が、皆さんからの相談に対応しています。また、認知症家族介護教室やオレンジカフェ、認知症予防教室などの事業も行っています。

地域包括支援センターは、お住まいの地域ごとに担当が決まっています。詳しくは同課までお尋ねください。

支えよう大切な人

皆さんの理解や見守り、ちょっとした声掛けなどの小さな行動が認知症の方やその家族を支えます。まずは認知症を正しく理解し、できることからやってみてください。皆さんと認知症にやさしいまちを作ってください。

身体障害者健康診査

障害者福祉課 ☎224-5785

☎225-3033

じょく瘡(床擦れ)などの予防のため、健康診査を実施します。受診は無料です。

実施期間：10月1日(日)～31日(火)

実施場所：指定された受託医療機関

対象：18歳以上40歳未満で、脊髄損傷・脳性まひ・脳血管障害などを

起因とした身体の障害があり、常

時車椅子を使用する在宅の障害者

(入院中または施設に入所・通所

している方を除く)

申し込み：9月12日(火)～26日(火)に同

課(本庁舎1階、電話・ファクス

可)

*申し込み後、受託医療機関一覧表・

健康診査記録票を郵送します。

受診方法：受託医療機関に健康診査

の予約をして、市から郵送された

書類を持参し受診

あけぼの児童園入園申し込み

あけぼの児童園 ☎224-7766

☎224-7802

あけぼの児童園は、知的な遅れやその心配がある就学前の子どもの通園施設です。

来年度の親子教室(週1回、親子

で通園)と単独通園の入園申し込みを受け付けます。

対象

発達状況や年齢によって通園方法が変わります。

親子教室：3歳前後～就学前

単独通園：4歳前後～就学前

定員

親子教室：20人程度

単独通園：10人程度

申し込み(次の手順で申し込み)

①10月23日(月)～27日(金)午後1時～4

時に同園で入園説明書類を受け取

り、②の見学・面談日を予約

②親子で同園の見学と面談をし、申

込書を受け取る

③申込書に必要事項を明記し、11月

24日(金)(必着)までに〒350-

0052宮下町一丁目19-12・

あけぼの児童園に郵送

保育園入園相談

保育園 ☎224-5827

☎223-8786

来年度の入園を考えている子の保護者のうち、子どもに心身の障害や言葉の遅れ等の心配がある方を対象に、個別で相談を受け付けます。

申し込み：9月20日(水)までに電話・

ファクスで同課

斎場 ☎226-0090 ☎226-7088

市民聖苑葬儀

市民聖苑やすらぎのさとおよび斎場の式場では、市民聖苑葬儀を利用できます。市民聖苑葬儀は、明確な料金体系に基づき、標準的な葬儀を行うものです。市民聖苑葬儀を利用する場合は、「市民聖苑葬儀取扱店」にその旨を伝えてください。金額は税別です。希望によりオプション制度をご利用いただけます。

■基本料金(150,000円以内)

①企画運営進行管理料、②安置、納棺、出棺および斎場立ち会い奉仕料、③霊柩車または搬送車1日間、④司会進行料2日間、⑤式場設営等件費、⑥棺代、⑦副葬品等一式、⑧位牌等一式、⑨受付用品一式、⑩骨壺一式

*棺および骨壺は、大きさにより料金が変わります。

■付帯料金(85,000円以内)

①写真代(カラー)、②会葬礼状、③寝台車代、④枕飾り料、⑤ドライアイス1回分、⑥祭壇用盛り物、⑦後飾りおよび仏具一式

■オプション制度(200,000円以内)

棺、副葬品、骨壺、写真等について、基本料金や付帯料金以上のものにした場合、ご利用いただけます。

次のものは、市民聖苑葬儀料金には含まれません。

①火葬料等斎場使用料、②市民聖苑使用料、③僧侶等謝礼、④通夜振舞い、精進落とし等飲食代、⑤会葬御礼および香典返し

*通夜等および告別式に伴う飲食については、「市民聖苑葬儀料理取扱店」が承ります。取扱店について詳しくは、市ホームページ・市民課(本庁舎1階)・市民センター等で配布している施設利用案内をご確認ください。

保育園等入園の申請書類の配布

保育園 ☎224-5827

☎223-8786

来年度4月からの保育園等の入園を申し込みの際の、申請書類を配布します。今年度から説明会ではなく配布会となります。当日直接会場にお越しください。

日時：10月1日(日)、8日(日)午前10時～正午 ▼午後1時30分～3時30分
会場：1日：やまぶき会館 ▼8日：メルト

メルト

*10月2日(月)以降は、同課(本庁舎3階)、公立・私立保育園、認定こども園、小規模保育施設で配布します。

*保育園等の入園申請受け付けについては、9月25日発行の広報川越でお知らせします。

お知らせします。

老齢基礎年金・障害基礎年金に関するお知らせ

市民課 ☎224-5764
☎226-5091
老齢基礎年金について

国民年金に加入していた方が、65歳になったときに請求して受ける年金を、老齢基礎年金といいます。受給するためには、次の期間の合計が原則として10年以上必要です。

国民年金保険料を納めた期間▼国民年金保険料の免除を受けた期間▼(一部納付免除は差額を納めていないと未納)▼学生納付特例を受けた期間▼納付猶予を受けた期間▼厚生年金・共済年金の加入期間

(昭和36年4月以後)▼第3号被保険者期間▼合算対象期間

請求は、国民年金(第1号被保険者)のみに加入していた方は、同課(本庁舎1階)・市民センター・南連絡所で手続きができます。厚生年金・共済年金・国民年金第3号被保険者の加入期間がある方は、川越年金事務所まで手続きしてください。

●受給の繰り上げと繰り下げ

60歳から64歳までの方は、申し出により受給開始年齢を早め(繰り上げ)、減額された年金を受給できます。ただし、生涯減額された額で受給することになり、障害基礎年金や寡婦年金は受けられません。また、受給開始年齢を遅らせて(繰り下げ)、増

額された年金の受給もできます。**障害基礎年金について**

次の①②③のいずれかに初診日があり、その病気やけがにより障害の状態になったときに、支給される場合があります。ただし、国民年金保険料の納付や障害の程度などの要件を満たす必要があります。詳しくは同課または川越年金事務所 ☎242-2657にご相談ください。

①国民年金に加入中(任意加入中を含む)

②20歳未満

③60歳以上65歳未満で日本国内に住居がある

*厚生年金加入中や国民年金第3号被保険者期間に初診日がある場合は、

猫の飼い主の皆さんへ

食品・環境衛生課 ☎227-5103
☎224-2261

猫は散歩の必要がなく小型で愛らしいため、飼いやすいペットと考えられています。しかし、その管理が不十分であることも多く、苦情も寄せられています。特に、屋外での放し飼いや、野良猫への餌付けが、近隣トラブルの原因になります。地域環境を守るためにも、適正な管理に努めましょう。

●室内飼いが安心

屋外は、交通事故、感染症、糞尿等の問題があります。猫が健康で長生きするためにも、室内飼育をお勧めします。

●適切なトイレの設置

猫にとっての適切なトイレとは、餌入れから離れた場所にある、十分な大きさ(体の1.5倍)の汚れていないトイレです。特に屋外で放し飼いをしている場合は、周辺住民へ迷惑をかけるためにも、自宅敷地内に適切なトイレを設置してください。

●不妊・去勢手術の実施

猫にとって、繁殖行動を行えないことは大きなストレスです。現在飼っている猫が子猫を産んでも、その世話ができない場合は、なるべく早めに不妊・去勢手術をしてください。生殖器の病気の予防や、問題行動の減少にもつながります。

●野良猫への餌やり

野良猫に餌を与えている方には、餌やり以外の世話をする必要もあります。近隣住民の敷地内での糞尿を防ぐためのトイレの設置、野良猫の不要な繁殖を防ぐための不妊・去勢手術が推奨されます。

なお、野良猫の不妊・去勢手術については、市に住居登録がある方を対象とした補助制度があります。詳しくは同課までお尋ねください。

市税などの納期のお知らせ

納期限は、10月2日(月)
国民健康保険税(第3期)
収税課 ☎224-5686 ☎226-2538
後期高齢者医療保険料(第3期)
高齢・障害医療課 ☎224-5842 ☎224-7318
介護保険料(第3期)
介護保険課 ☎224-5817 ☎224-5384

高齢者家具転倒防止器具取り付け

高齢者いきがい課 ☎224-5809
☎229-4382

地震による家具の転倒事故防止のため、市が委託した業者が転倒防止器具を取り付けます。取り付け費用は無料ですが、器具の購入は自費となります。

対象：自身で取り付けができない65歳以上の方のみで構成される世帯
取り付け数：1世帯3台まで
申し込み：同課(本庁舎3階)

川越年金事務所にご相談ください。また、共済組合加入中に初診日がある場合は、各共済組合にご相談ください。

国民健康保険被保険者証 (保険証)を発送

国民健康保険課 電話224-5833

ファクス224-7318

川越市国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主あてに、9月15日(金)から9月末日までに届くよう、簡易書留で郵送します。

なお、9月23日(祝)以降の再配達のとくに不在の場合は、お知らせの連絡票(不在通知書)が投函されます。

連絡票に書かれた期限を過ぎた場合は、平成29年9月30日有効期限の保険証・本人確認資料(運転免許証など)を持参し、同課(本庁舎2階)・市民センター・南連絡所で受け取ってください。

9月21日(土)30日は 秋の全国交通安全運動

防犯・交通安全課 電話224-5721

ファクス224-6705

川越警察署・関係団体と協力し、次のとおりキャンペーンを行います。
出発式、街頭広報の日(雨天中止)

(一社)埼玉県トラック協会の交通安全

体験車「サイトくん」を体験できます。

日時：9月21日(木)午前10時

会場：ウエスタ川越交流広場

飲酒運転根絶の日、反射材着用促進の日(雨天中止)

日時：9月25日(月)午前10時

会場：ベルクの場店

交通事故死ゼロを自指す日(雨天中止)

日時：9月29日(金)午前10時

会場：市役所本庁舎周辺

ごみ処理とびっくす

資源循環推進課 電話239-6267 電話239-5054

ペットボトルのキャップ・ラベルはなぜ外すの？

市では、ペットボトルをごみ集積所に出す際に、キャップ・ラベルを外してもらうようお願いしています。キャップ・ラベルを外すことで、次のようなメリットがあります。



- 材質が異なるペットボトルとキャップ・ラベルを分けることで、リサイクルの効率が上がる。
- 中の空気が抜けて潰しやすくなり、一度に多くの量を運ぶことができる。
- 飲み物の残りや危険な異物が入っていないか、すぐに分かる。
- キャップを外したついでに軽くすすぐことで、虫や異臭等の発生を防止できる。

キャップ・ラベルを分別することで、リサイクルが非常にスムーズになります。市民の皆さんのご協力をお願いします。

自転車保険に加入しましょう

近年、自転車事故で、運転者が加害者責任を負い、高額な賠償請求や弁護士費用などの大きな経済的負担が発生した事例が、全国で起こっています。万が一、事故を起こしてしまった場合に備え、損害賠償保険などに加入しましょう。

■自転車向けの保険

●TS(Traffic Safety)マーク付帯保険

自転車安全整備士が勤務する自転車安全整備店で自転車を購入または点検整備した際に、TSマークが貼付されます。このTSマークには、自分がケガをした場合の「傷害保険」と、他人にケガをさせた場合の「賠償責任保険」がセットになっています。保険の有効期間は、購入・

防犯・交通安全課 電話224-5721 電話224-6705

点検整備の日から1年間です。

●損害保険会社の保険

事故により、法律上の賠償責任が発生した場合の保険として、「個人賠償責任保険」があります。「個人賠償責任保険」は、自動車保険や火災保険、損害保険の特約としてつけることができます。

●その他

コンビニエンスストアや携帯電話会社を通じて加入できる自転車向け保険があるほか、クレジットカードに個人賠償責任補償が自動付帯しているものもあります。お持ちのクレジットカードのサービス内容を確認してみてください。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●市長と川越警察署長の連名による「振り込め詐欺撲滅に向けたメッセージ」を回覧します 防犯・交通安全課 電話224-5721 電話224-6705
自治会回覧版にて回覧します。振り込め被害に遭わないよう、自主防犯対策をお願いします。自主防犯対策について詳しくは、8月10日発行の広報川越を参考にしてください。

●小規模修理・修繕等の業者登録 契約課 電話224-5632 電話223-1726

受付期間は、9月20日(木)までです。現在登録している場合も、申請が必要です。詳しくは、8月10日発行の広報川越をご確認ください。

●マイナンバーカードの申請はお早めに 市民課 電話224-5744 電話225-5371

通知カードに同封されているマイナンバーカード交付申請書の返信用封筒には、差出有効期間が平成29年10月4日までのものがあります。申請は今後もできますが、差出有効期間経過後に上記返信用封筒を利用する際は、郵便料金をご負担ください。なお、同課(本庁舎1階)・市民センター・南連絡所に申請書を持参することもできます。